

在宅患者訪問診療料（Ⅰ）の注13（在宅患者訪問診療料（Ⅱ）の注6
の規定により準用する場合を含む）及び歯科訪問診療料の注21に規定する
在宅医療DX情報活用加算の施設基準に係る届出書添付書類

項目	記入欄	
1. 在宅医療DX情報活用加算の届出区分 (該当区分に○をつけること)	加算1 ・ 加算2	
2. 診療体制等の要件 (該当するすべての□に「✓」を記入すること。)	1	☐ 療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する 命令第1条に規定する電子情報処理組織を使用した診療報酬 請求を行っている
	2	☐ 健康保険法第3条第13項に規定する電子資格確認（以下オン ライン資格確認）を行う体制が整備されている
	3	☐ 居宅同意取得型のオンライン資格確認等システムの活用によ り、医師等が患者の診療情報等を取得及び活用できる体 制が整備されている
	4	☐ 「電子処方箋管理サービスの運用について」に基づく電子 処方箋により処方箋を発行する体制又は調剤情報を電子処 方箋管理サービスに登録する体制が整備されている
	5	☐ 国等が提供する電子カルテ情報共有サービスにより取得さ れる診療情報等を活用する体制が整備されている
	6	☐ 医療DX推進の体制に関する事項及び質の高い診療を実施 するための十分な情報を取得・活用して診療を行うこと について、当該保険医療機関の見やすい場所に掲示している
	7	☐ 医療DX推進の体制に関する事項及び情報の取得・活用等 についてのウェブサイトへの掲載を行っている

〔記載上の注意〕

- 1 「2」の「4」については、当該加算1を算定する場合に記載すること。
- 2 「2」の「5」については、当面の間、当該基準を満たしているものとみなす。ただし、保険医療機関は、国等が全国で電子カルテ情報共有サービスの運用を開始した場合には、速やかに導入するように努めること。
- 3 「2」の「7」については、自ら管理するホームページ等を有しない場合については、この限りではないこと。